

証券コード 8037  
2026年6月5日

株 主 各 位

仙台市青葉区国分町三丁目1番18号

**カメイ株式会社**

代表取締役社長 亀井 昭 男

## 第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kamei.co.jp/ir/shareholders.html>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8037/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「カメイ」又は「コード」に当社証券コード「8037」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませうお願い申し上げます。

#### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませうお願い申し上げます。

#### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- |      |   |                               |
|------|---|-------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時          |
| 2. 場 | 所 | 仙台市青葉区国分町三丁目1番18号<br>カメイビル 9階 |

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

#### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 第113期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第113期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第4号議案 監査役（社外監査役を含む。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から次に掲げる事項を除いた事項を記載した書面を、一律にお送りしております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年6月26日(金曜日) 午前10時

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

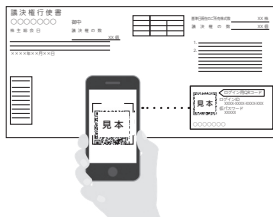
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

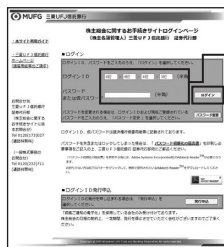
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、長期化するウクライナ・中東情勢や金融資本市場の変動、米国の政策動向による影響が続くなか、イラン情勢の緊迫化によるエネルギー価格の高騰などにより先行き不透明感が強まっております。

国内経済におきましては、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加などを背景に緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇が続いたほか、米国の関税政策や不安定な国際情勢の影響など先行き不透明な状況となりました。

このような環境のなか、当社は2024年5月に「長期経営方針」を策定し、グループの総合力向上と経営基盤を強化し将来にわたる持続的な成長を図るため、効率的に「稼ぐ力」を意識して営業利益率の向上に取り組むとともに、人的資本経営やM&Aによる事業領域の拡大に取り組んでまいりました。

2025年5月には、収益力の強化に向けて戦略をより明確にした上で、資本コストや株価を意識した経営の強化を図るため「長期経営方針」を更新し、新たな基本戦略に基づき、グループ筋肉質化と稼ぐ力の向上に取り組んでおります。

当期においては、海外・貿易事業における北米市場での連携強化を目的としてCentral Boeki U.S.A., Ltd.、Central Boeki Calif., Ltd.及びKatagiri & Co., Inc.の子会社3社を、北米事業を統括する現地法人Kamei North America Co., Ltd.の傘下に統合する再編を行いました。また、末広ガス株式会社（LPガス及び住宅設備機器の販売等を展開）を当社グループに迎え入れ、エネルギー事業の強化を図りました。

新規事業への取り組みについては、次世代アグリ事業を開始し、農業分野が直面する高齢化・担い手不足・労働負担の増大といった構造的課題に対し、テクノロジーの活用と官民連携により持続可能な農業モデルの構築を目指すほか、百年ソーラー東北事業を開始し、東北エリアに点在する中

小型の太陽光発電所を取得・集約し、FIT 期間満了後を見据えた長期安定運営を行うなど新たな収益基盤の構築に取り組んでおります。

また、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みとしては、バイオマス原料から作られる次世代バイオディーゼル燃料「サステオ」や、製造から燃焼までに排出されるCO<sub>2</sub>をオフセットする「カーボンオフセットLPガス」などの販売を強化しました。

以上の結果、売上高は5,830億78百万円（前期比101.5%）、営業利益は169億75百万円（前期比106.7%）、経常利益は186億55百万円（前期比105.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は119億0百万円（前期比111.3%）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

### **(エネルギー事業)**

当事業部門は、中東情勢の緊迫化による原油価格の変動や構造的な石油製品需要の減少など厳しい販売環境が続いております。

産業用燃料油販売につきましては、新規・深耕開拓に取り組むとともに、次世代バイオディーゼル燃料「サステオ」をはじめ、脱炭素・省エネなど時代のニーズに合致した商材の拡販に努めました。

LPガス販売につきましては、新規顧客獲得や営業権取得に努めるとともに、LPガスの原料採取から燃焼までの全ての過程で排出されるCO<sub>2</sub>を環境保全活動により創出されたカーボンクレジットでオフセットする「カーボンオフセットLPガス」の提案やハイブリッド給湯器などの環境商材の販売を強化しました。また、当社のLPガスと東北電力株式会社の電気料金プランをセットで申し込むことでLPガス料金が割引される「すまいるセット割」の対象を拡大し、更なる顧客獲得を推進しております。

ガソリンスタンド運営につきましては、お客様のニーズにお応えするため、タイヤ・整備・洗車・コーティングなどトータルサービスの強化を図り、新規顧客獲得に努めました。また、カーコーティングプロショップの新規出店など、競争力の強化に努めました。

以上の結果、売上高は2,796億8百万円（前期比98.9%）、営業利益は74億56百万円（前期比127.6%）となりました。

### **(食料事業)**

当事業部門における食品販売につきましては、全国的な米の需要増加な

どにより農産品の販売数量が増加したほか、新規・深耕開拓や提案営業の強化などにより施設向け完全調理済み食品の販売が伸長し順調に推移しました。

酒類販売につきましては、地酒などの差別化商品の販売強化や輸入ワインの取扱商品を拡充するとともに、新規・深耕開拓に努めたものの、メーカーの値上げによる販売数量の減少などにより、やや厳しい状況となりました。

以上の結果、売上高は391億41百万円（前期比106.7%）、仕入価格上昇分の価格転嫁が進んだことなどにより営業利益は6億71百万円（前期比786.7%）となりました。

### **（建設関連事業）**

当事業部門における建設事業につきましては、主力の鉄骨工事が伸長したものの、メガソーラー工事の減少などにより、やや厳しい状況となりました。

ハウジング事業につきましては、リフォーム・リノベーションの体制を拡充したことなどにより受注が増加したほか、ハウスメーカー及び工務店への住宅設備機器の提案営業に努めたことなどにより堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は483億76百万円（前期比100.7%）、営業利益は12億48百万円（前期比88.4%）となりました。

### **（自動車関連事業）**

当事業部門における国産車販売につきましては、前期のメーカーの認証不正問題による販売台数減少の反動や法人営業の強化に努めたことなどにより販売台数が伸長し好調に推移しました。

輸入車販売につきましては、イベントの開催などによる拡販に努めたものの、販売競争の激化などにより厳しい状況となりました。

レンタカー事業につきましては、店舗網の拡充及び店舗のリニューアルによる競争力の強化や、法人客の新規・深耕開拓に努めたほか、国内観光需要やインバウンド需要の増加などにより順調に推移しました。

以上の結果、売上高は802億58百万円（前期比109.1%）、営業利益は49億82百万円（前期比109.6%）となりました。

### **(海外・貿易事業)**

当事業部門における海外事業につきましては、北米の子会社3社を新たに連結の範囲に含めたことや、米国内で展開する日系スーパーマーケットがサイプレスに新店舗をオープンしたことなどにより売上高は増加しました。一方で米国関税政策によるコスト増の転嫁が遅れたことや、物価高騰に伴う販管費の増加などにより営業利益は減少しました。

貿易事業につきましては、海外ブランドシューズの販売が伸長したものの、水産物の輸入や中国向けベアリングなどの輸出が減少したことなどにより低調に推移しました。

以上の結果、売上高は911億64百万円（前期比101.4%）、営業利益は41億59百万円（前期比83.4%）となりました。

### **(ペット関連事業)**

当事業部門におけるペットフード・用品販売につきましては、自社ブランド商品の開発強化とホームセンターなどへの販路拡大に努めたものの、販売競争の激化などにより、やや厳しい状況となりました。

園芸用品販売につきましては、自社ブランド除草剤・肥料の拡販や新規・深耕開拓を推進したことなどにより堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は144億75百万円（前期比101.1%）、営業利益は人件費及び物流費の増加などにより1億24百万円（前期比60.8%）となりました。

### **(ファーマシー事業)**

当事業部門につきましては、新規出店による店舗網の拡充効果や地域の皆様から選ばれる「かかりつけ薬剤師・薬局」への取り組みを推進したことにより売上高が増加したものの、人件費の増加などにより営業利益が減少しました。

以上の結果、売上高は203億95百万円（前期比102.7%）、営業損失は88百万円（前期は2億44百万円の営業利益）となりました。

### **(その他の事業)**

その他の事業につきましては、オフィス機器販売、リース業、運送業及び保険代理店業などを展開しており、新規顧客の獲得や提案営業の強化に努めたことなどにより順調に推移しました。

以上の結果、売上高は96億58百万円（前期比105.2%）、営業利益は14億89百万円（前期比125.6%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました企業集団の設備投資額は213億78百万円であり、その主なものは、自動車関連事業におけるリース及びレンタル車両の購入などです。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 年 度                     | 2022年度<br>第 110 期 | 2023年度<br>第 111 期 | 2024年度<br>第 112 期 | 2025年度<br>第 113 期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                   | 551,245           | 572,233           | 574,281           | 583,078                        |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 16,668            | 17,053            | 17,746            | 18,655                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 8,562             | 10,111            | 10,690            | 11,900                         |
| 1株当たり当期純利益 (円)                | 254.84            | 300.93            | 326.38            | 388.91                         |
| 純 資 産 (百万円)                   | 144,299           | 159,067           | 166,463           | 178,348                        |
| 1株当たり純資産額 (円)                 | 4,079.60          | 4,494.24          | 5,167.35          | 5,671.53                       |
| 総 資 産 (百万円)                   | 307,556           | 324,610           | 320,710           | 331,061                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金                  | 議 決 権 比 率             | 主 要 な 事 業 内 容      |
|---------------------|------------------------|-----------------------|--------------------|
| カメイ物流サービス株式会社       | 50 <sup>百万円</sup>      | 100.0 %               | 一般貨物運送、倉庫業         |
| 仙台トヨペット株式会社         | 1,424                  | 89.5                  | 自動車の販売             |
| 山形トヨペット株式会社         | 80                     | 85.0<br>(うち間接所有21.2%) | 自動車の販売             |
| 三興メイビス株式会社          | 250                    | 100.0                 | 各種商材の輸出入           |
| 株式会社オーシマ小野商事        | 30                     | 100.0                 | ペット関連用品の販売         |
| Mitsuwa Corporation | 40,000 <sup>千米ドル</sup> | 100.0                 | 米国におけるスーパーマーケットの運営 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、不安定な国際情勢の長期化や米国の政策動向、エネルギー価格の高騰などの影響により、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

また、環境意識の高まりによる低炭素・脱炭素型社会への移行により、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギーシフトが加速するため、その対応が重要な課題であります。

このような状況のもと、当社グループは、将来にわたる持続的成長に向け、「長期経営方針」における3つの基本戦略に基づき、新規事業の開発並びにM&Aなど新規・成長分野への積極投資を推進し、経営基盤の拡充と国内外のネットワークの強化を図るとともに、グループ筋肉質化による収益力の向上及び資本コストや株価を意識した経営に取り組み、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

さらに、持続可能な社会の実現に対応すべく、人的資本、ESGを重視した経営をおこない、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは主として次の製品（商品及び役務を含む。）の販売などを行っております。

| 事業区分     | 主要製品                                                 |
|----------|------------------------------------------------------|
| エネルギー事業  | 石油製品、LPガス、防災機器、化学製品、自動車用品等                           |
| 食料事業     | 酒類、食品、清涼飲料、食品原料、畜産・農水産物等                             |
| 建設関連事業   | 建設工事、鋼材、土木資材、住宅設備機器等                                 |
| 自動車関連事業  | 乗用車、貨物車等                                             |
| 海外・貿易事業  | 農水産物、ベアリング、電装部品、スポーツ用品、船舶用燃料、スーパーマーケットの運営、船舶用潤滑油の輸送等 |
| ペット関連事業  | ペット用品、園芸用品、農業資材等                                     |
| ファーマシー事業 | 調剤薬局の運営等                                             |
| その他の事業   | 運送業、OA機器、通信機器、リース及びレンタル業、保険代理店業、不動産賃貸業等              |

## (6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

### ① 当社の主要な事業所

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社   | 仙台市青葉区国分町三丁目1番18号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 支 店   | 北海道支店(札幌市豊平区)、青森支店(青森市)、<br>八戸支店(八戸市)、岩手支店(盛岡市)、三陸支店(宮古市)、<br>宮城支店(仙台市若林区)、気仙沼支店(気仙沼市)、<br>秋田支店(秋田市)、山形支店(山形市)、庄内支店(酒田市)、<br>福島支店(郡山市)、いわき支店(いわき市)、<br>新潟支店(新潟市中央区)、東京支店(東京都中央区)、<br>茨城支店(つくば市)、栃木支店(宇都宮市)、<br>群馬支店(高崎市)、埼玉支店(さいたま市北区)、<br>千葉支店(千葉市中央区)、神奈川支店(横浜市金沢区)、<br>静岡支店(静岡市葵区)、中部支店(名古屋市中区)、<br>関西支店(大阪市淀川区)、九州支店(福岡市中央区) |
| 油 槽 所 | 八戸油槽所(八戸市)、塩釜貞山油槽所(塩釜市)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

(注) 2026年4月1日付をもって、神奈川支店を横浜支店に名称変更いたしました。

### ② 主要な子会社の事業所

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| カメイ物流サービス株式会社       | 本 社：多賀城市            |
| 仙台トヨペット株式会社         | 本 社：仙台市宮城野区         |
| 山形トヨペット株式会社         | 本 社：山形市             |
| 三興メイビス株式会社          | 本 社：東京都新宿区          |
| 株式会社オーシマ小野商事        | 本 社：栃木市             |
| Mitsuwa Corporation | 本 社：Torrance,CA,USA |

## (7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数            | 前連結会計年度末比増減  |
|-----------------|--------------|
| 5,015名 (2,548名) | 121名増 (45名減) |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数            | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------------|-------------|-------|--------|
| 1,589名 (1,451名) | 14名増 (76名減) | 40.4歳 | 13.8年  |

- (注) 1. 従業員数は、期末正社員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 4,230百万円 |
| 株式会社七十七銀行   | 2,750    |
| 株式会社北日本銀行   | 2,410    |
| 株式会社みずほ銀行   | 760      |
| 株式会社三井住友銀行  | 760      |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 87,281,000株
- ② 発行済株式の総数 32,991,969株
- ③ 株主数 4,286名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

| 株 主 名                    | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------|---------|---------|
| 有 限 会 社 亀 井 興 産          | 3,000千株 | 9.80%   |
| 亀 井 文 行                  | 2,508   | 8.20    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 2,431   | 7.95    |
| 公 益 財 団 法 人 亀 井 記 念 財 団  | 1,650   | 5.39    |
| カ メ イ 不 動 産 株 式 会 社      | 1,643   | 5.37    |
| 光通信 K K 投資事業有限責任組合       | 1,584   | 5.18    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)      | 1,130   | 3.69    |
| 亀 井 昭 伍                  | 1,014   | 3.31    |
| 有 限 会 社 グ リ ー ン ・ ウ ー ド  | 1,000   | 3.27    |
| INTERACTIVE BROKERS LLC  | 772     | 2.52    |

- (注) 1. 当社は自己株式2,392,611株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

| 地 位         | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                               |
|-------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長 CEO | 亀 井 文 行   | カメイ物流サービス株式会社取締役<br>仙台トヨペット株式会社代表取締役会長<br>山形トヨペット株式会社取締役<br>三興メイビス株式会社取締役<br>株式会社オーシマ小野商事取締役<br>Mitsuwa Corporation代表取締役会長 |
| 代表取締役社長     | 亀 井 昭 男   | カメイ物流サービス株式会社取締役<br>山形トヨペット株式会社取締役<br>三興メイビス株式会社取締役<br>株式会社オーシマ小野商事取締役<br>Mitsuwa Corporation取締役                           |
| 常務取締役       | 佐 藤 清 悦   | 営業担当                                                                                                                       |
| 常務取締役       | 相 原 徹     | 管理担当兼総合企画担当兼関係会社担当<br>三興メイビス株式会社取締役<br>Mitsuwa Corporation取締役                                                              |
| 取締役相談役      | 亀 井 淳 一   | 仙台トヨペット株式会社取締役                                                                                                             |
| 取 締 役       | 尾 町 雅 文   | 尾町雅文公認会計士事務所代表<br>株式会社植松商会社外取締役 (監査等委員)<br>フルテック株式会社社外取締役 (監査等委員)                                                          |
| 取 締 役       | 三 井 精 一   | 株式会社仙台銀行相談役                                                                                                                |
| 取 締 役       | 倉 林 千 枝 子 | ゆずりは法律事務所所長                                                                                                                |
| 常勤監査役       | 佐 藤 実     | カメイ物流サービス株式会社監査役<br>三興メイビス株式会社監査役<br>株式会社オーシマ小野商事監査役                                                                       |
| 監 査 役       | 佐 山 博 康   | 佐山博康税理士事務所所長                                                                                                               |
| 監 査 役       | 高 橋 善 博   | 高橋善博税理士事務所所長                                                                                                               |

- (注) 1. 取締役尾町雅文、三井精一及び倉林千枝子の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。
2. 常勤監査役佐藤実氏は、長年にわたり当社の管理部門に従事し、豊富な業務経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役佐山博康及び高橋善博の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役佐山博康及び高橋善博の両氏は、税理士としての豊富な実務経験と財務

及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役、監査役及び執行役員であり、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等が補填されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法に利益または便益を得た場合や法令に違反することを認識しながら行った行為等の場合には補填の対象としないこととしております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 206<br>(13)     | 206<br>(13)      | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 8<br>(3)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 25<br>(10)      | 25<br>(10)       | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 232<br>(24)     | 232<br>(24)      | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 11<br>(5)             |

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役報酬等の決定に関する基本方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を確保できることを念頭に、社員給与と世間水準を基準とし、取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の報酬額の決定方針

取締役の報酬については月例の固定報酬とし、役員報酬規程に基づき役位に応じて決定することを基本とする。

取締役の個人別の報酬額については取締役会により一任された取締役が取締役会で承認された役員報酬規程の範囲内で決定する。

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2003年6月27日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を年額350百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1994年6月29日であり、決議の内容は、監査役の報酬額を年額60百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額は、取締役については、株主総会後の取締役会により一任された代表取締役会長CEO亀井文行が方針に基づき決定しており、管理担当取締役が役員報酬規程の範囲内であることを確認しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

代表取締役会長CEOに委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、報酬額を決定できると判断したためであります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 取締役尾町雅文氏は、尾町雅文公認会計士事務所の代表並びに株式会社植松商会及びフルテック株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。

なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

2. 取締役三井精一氏は、株式会社仙台銀行の相談役であります。

なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

3. 取締役倉林千枝子氏は、ゆずりは法律事務所の所長であります。

なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

4. 監査役佐山博康氏は、佐山博康税理士事務所の所長であります。

なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

5. 監査役高橋善博氏は、高橋善博税理士事務所の所長であります。

なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

| 地 位   | 氏 名       | 主な活動の状況及び社外取締役<br>に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                 |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 尾 町 雅 文   | 当期開催の取締役会12回の内12回に出席し、主に公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から議案審議等に必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
|       | 三 井 精 一   | 当期開催の取締役会12回の内12回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と見識に基づき、議案審議等に必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。       |
|       | 倉 林 千 枝 子 | 当期開催の取締役会12回の内12回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から議案審議等に必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。   |
| 監 査 役 | 佐 山 博 康   | 当期開催の取締役会12回の内12回に出席し、また、当期開催の監査役会13回の内13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行いました。                    |
|       | 高 橋 善 博   | 当期開催の取締役会12回の内12回に出席し、また、当期開催の監査役会13回の内13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行いました。                    |

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ  
② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 95百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 120   |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額を妥当と判断し、同意いたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財産報告に係る内部統制システム構築の助言・指導業務などであります。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部         |                |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>188,244</b> | <b>流動負債</b>     | <b>116,310</b> |
| 現金及び預金          | 68,571         | 支払手形及び買掛金       | 54,741         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 70,286         | 短期借入金           | 32,611         |
| リース投資資産         | 2,083          | リース債務           | 4,761          |
| 商品及び製品          | 33,360         | 未払法人税等          | 4,235          |
| 仕掛品             | 2,808          | 前受金             | 6,629          |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,520          | 賞与引当金           | 2,397          |
| その他             | 9,757          | その他             | 10,932         |
| 貸倒引当金           | △143           | <b>固定負債</b>     | <b>36,402</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>142,816</b> | 長期借入金           | 4,384          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>106,227</b> | リース債務           | 15,441         |
| 建物及び構築物         | 26,400         | 繰延税金負債          | 4,534          |
| 機械装置及び運搬具       | 14,151         | 再評価に係る繰延税金負債    | 2,338          |
| 土地              | 37,750         | 役員退職慰労引当金       | 146            |
| リース資産           | 5,355          | 特別修繕引当金         | 31             |
| 使用権資産           | 13,769         | 退職給付に係る負債       | 2,795          |
| その他             | 8,800          | 資産除去債務          | 1,369          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,870</b>   | その他             | 5,360          |
| のれん             | 1,440          | <b>負債合計</b>     | <b>152,713</b> |
| 顧客関連資産          | 747            | <b>純資産の部</b>    |                |
| その他             | 2,683          | <b>株主資本</b>     | <b>152,809</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>31,717</b>  | 資本金             | 8,132          |
| 投資有価証券          | 24,803         | 資本剰余金           | 10,759         |
| 長期貸付金           | 1,371          | 利益剰余金           | 137,238        |
| 繰延税金資産          | 865            | 自己株式            | △3,321         |
| その他             | 6,096          | その他の包括利益累計額     | 20,736         |
| 貸倒引当金           | △1,419         | その他有価証券評価差額金    | 8,123          |
| <b>資産合計</b>     | <b>331,061</b> | 繰延ヘッジ損益         | △0             |
|                 |                | 土地再評価差額金        | 293            |
|                 |                | 為替換算調整勘定        | 12,367         |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額    | △47            |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>  | <b>4,803</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>178,348</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>331,061</b> |

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 売上高             | 583,078 |
| 売上原価            | 1,142   |
|                 | 484,343 |
| 売上総利益           | 99,877  |
| 販売費及び一般管理費      | 82,901  |
| 営業外収益           | 16,975  |
| 受取利息            | 414     |
| 受取配当金           | 544     |
| 仕入割引            | 278     |
| 軽油引取税還付         | 227     |
| 持分法による投資利益      | 257     |
| その他             | 1,180   |
| 営業外費用           | 2,903   |
| 支払利息            | 719     |
| 寄倒引当金繰入         | 115     |
| 貸そ              | 87      |
| 経常利益            | 300     |
| 特別利益            | 1,223   |
| 特別利益            | 18,655  |
| 固定資産売却益         | 291     |
| 有価証券売却益         | 1,786   |
| 特別損失            | 304     |
| 特別損失            | 8       |
| 固定資産除却損         | 53      |
| 減損損失            | 1,471   |
| 固定資産圧縮          | 304     |
| その他             | 18      |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,856   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 7,307   |
| 法人税等調整額         | △738    |
| 当期純利益           | 6,569   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 12,611  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 711     |
|                 | 11,900  |

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部         |                |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>72,679</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>58,792</b>  |
| 現金及び預金          | 17,718         | 買掛金             | 34,876         |
| 受取手形            | 995            | 短期借入金           | 13,570         |
| 売掛金             | 36,232         | リース債務           | 206            |
| 契約資産            | 3,156          | 未払金             | 3,416          |
| 商品              | 6,228          | 未払費用            | 731            |
| 仕掛品             | 2,636          | 未払法人税等          | 2,152          |
| 貯蔵品             | 43             | 前受金             | 1,604          |
| 前渡金             | 21             | 預り金             | 409            |
| 前払費用            | 855            | 賞与引当金           | 1,045          |
| その他の他           | 4,824          | その他の他           | 780            |
| 貸倒引当金           | △33            | <b>固定負債</b>     | <b>9,057</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>92,039</b>  | リース債務           | 467            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>34,416</b>  | 繰延税金負債          | 1,409          |
| 建物              | 8,500          | 再評価に係る繰延税金負債    | 1,710          |
| 構築物             | 2,198          | 資産除去債務          | 880            |
| 機械及び装置          | 1,630          | その他の他           | 4,589          |
| 車両運搬具           | 12             | <b>負債合計</b>     | <b>67,850</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 2,290          | <b>純資産の部</b>    |                |
| 土地              | 19,103         | <b>株主資本</b>     | <b>90,314</b>  |
| リース資産           | 638            | 資本金             | 8,132          |
| 建設仮勘定           | 40             | 資本剰余金           | 7,266          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>952</b>     | 資本準備金           | 7,266          |
| のれん             | 316            | <b>利益剰余金</b>    | <b>78,236</b>  |
| 借地権             | 359            | 利益準備金           | 2,033          |
| ソフトウェア          | 154            | その他利益剰余金        | 76,203         |
| その他             | 122            | 固定資産圧縮積立金       | 273            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>56,670</b>  | 別途積立金           | 22,362         |
| 投資有価証券          | 12,553         | 繰越利益剰余金         | 53,566         |
| 関係会社株式          | 36,899         | <b>自己株式</b>     | <b>△3,321</b>  |
| 出資              | 75             | 評価・換算差額等        | 6,554          |
| 長期貸付金           | 569            | その他有価証券評価差額金    | 6,082          |
| 関係会社長期貸付金       | 8,012          | <b>土地再評価差額金</b> | <b>471</b>     |
| 破産更生債権等         | 546            | <b>純資産合計</b>    | <b>96,868</b>  |
| その他の他           | 2,943          | <b>負債・純資産合計</b> | <b>164,718</b> |
| 貸倒引当金           | △4,930         |                 |                |
| <b>資産合計</b>     | <b>164,718</b> |                 |                |

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金     | 額       |
|--------------|-------|---------|
| 売上高          |       | 352,537 |
| 売上原価         |       | 310,410 |
| 売上総利益        |       | 42,126  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 35,824  |
| 営業利益         |       | 6,301   |
| 営業外収益        |       |         |
| 受取利息         | 99    |         |
| 受取配当金        | 1,549 |         |
| 仕入割引         | 261   |         |
| 軽油引取税還付金     | 227   |         |
| その他          | 808   | 2,947   |
| 営業外費用        |       |         |
| 支払利息         | 209   |         |
| 寄付金          | 115   |         |
| 貸倒引当金繰入額     | 615   |         |
| その他          | 82    | 1,022   |
| 経常利益         |       | 8,226   |
| 特別利益         |       |         |
| 固定資産売却益      | 266   |         |
| 投資有価証券売却益    | 1,766 |         |
| 国庫補助金        | 302   | 2,336   |
| 特別損失         |       |         |
| 固定資産売却損      | 0     |         |
| 固定資産除却損      | 35    |         |
| 減損損失         | 375   |         |
| 固定資産圧縮損      | 302   |         |
| その他          | 13    | 728     |
| 税引前当期純利益     |       | 9,833   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,148 |         |
| 法人税等調整額      | △136  | 3,012   |
| 当期純利益        |       | 6,821   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

カメイ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
仙台事務所

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 菊池寛康 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 澤田修一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 高橋達朗 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カメイ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カメイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

カメイ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
仙台事務所

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 菊池寛康 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 澤田修一 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 高橋達朗 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カメイ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示

のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個

別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

カメイ株式会社 監査役会

|       |    |    |   |
|-------|----|----|---|
| 常勤監査役 | 佐藤 | 実  | ㊟ |
| 社外監査役 | 佐山 | 博康 | ㊟ |
| 社外監査役 | 高橋 | 善博 | ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けております。将来にわたり健全な経営基盤のもとに発展していくため、財務体質の強化を図り、適切な内部留保に努めるとともに、業績や配当性向などを勘案しながら累進配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案した結果、当社普通株式1株につき前期と比べ20円増配し、65円とさせていただきますと存じます。

これにより中間配当金（1株につき50円）を加えました通期の配当金は、1株につき115円となります。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金65円　総額1,988,958,270円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <small>きくち ひろし</small><br>菊地 浩<br>(1966年1月16日生)                                                                                                         | 1989年4月 当社入社<br>2015年4月 当社大阪支店長<br>2018年4月 当社建設資材部長<br>2022年4月 当社執行役員建設事業部長<br>2024年4月 当社執行役員新事業開発室長<br>現在に至る | 5,500株     |
| [取締役候補者とした理由]<br>菊地浩氏は、長年にわたり本社及び支店の営業活動や新規事業の開発に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・見識を有しております。今後は、その経験や能力を取締役の立場で経営に活かすことで、当社の企業価値向上に貢献することができると判断し、新たに取締役候補者といたしました。 |                                                                                                               |            |

- (注) 1. 菊地浩氏は、新任候補者であります。  
 2. 菊地浩氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2003年6月27日開催の当社第90回定時株主総会において、年額350百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を含む。以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額90百万円以内（うち社外取締役は13百万円以内）として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.1%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.0%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告18頁に記載の取締役報酬等の決定に関する基本方針につき、本議案（ご参考①）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は9名（うち社外取締役3名）となり、対象取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

## 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ① 対象取締役に對し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に對し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年

額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

(1) 無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

(2) 現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数32,810株（うち社外取締役は4,921株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等

の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考①)

取締役報酬等の決定に関する基本方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を確保できることを念頭に、社員給与と世間水準を基準とし、取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の報酬額等の決定方針

当社の取締役の報酬は、金銭報酬並びに非金銭報酬によって構成し、役員報酬規程に基づき役位に応じて決定することを基本とする。

取締役の個人別の報酬額については取締役会により一任された取締役が取締役会で承認された役員報酬規程の範囲内で決定する。

(1) 金銭報酬

月例の固定報酬とし、役員報酬規程に基づき役位に応じて決定することを基本とする。

(2) 非金銭報酬

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、役員報酬規程に基づき役位に応じて決定することを基本とし、毎年一定の時期に支給する。譲渡制限については、当該取締役が当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合に解除する。

(ご参考②)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式（現物出資交付）を、当社の執行役員に対し、また、異なる設計の譲渡制限付株式を、当社の一定の条件を満たした従業員に対し、それぞれ割り当てる予定です。

#### 第4号議案 監査役（社外監査役を含む。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の監査役の報酬額は、1994年6月29日開催の当社第81回定時株主総会において、年額60百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象監査役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の監査役の報酬等の額とは別枠として、対象監査役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額15百万円以内（うち社外監査役は5百万円以内）として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.02%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.2%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の監査役は3名（うち社外監査役2名）であり、対象監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

#### 記

#### 対象監査役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

##### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象監査役に対し、当社の監査役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象監査役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象監査役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象監査役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象監査役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数5,468株（うち社外監査役は1,822株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象監査役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象監査役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象監査役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象監査役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象監査役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象監査役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合に

は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象監査役が当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

# 第113回定時株主総会会場ご案内図

会場 仙台市青葉区国分町三丁目1番18号

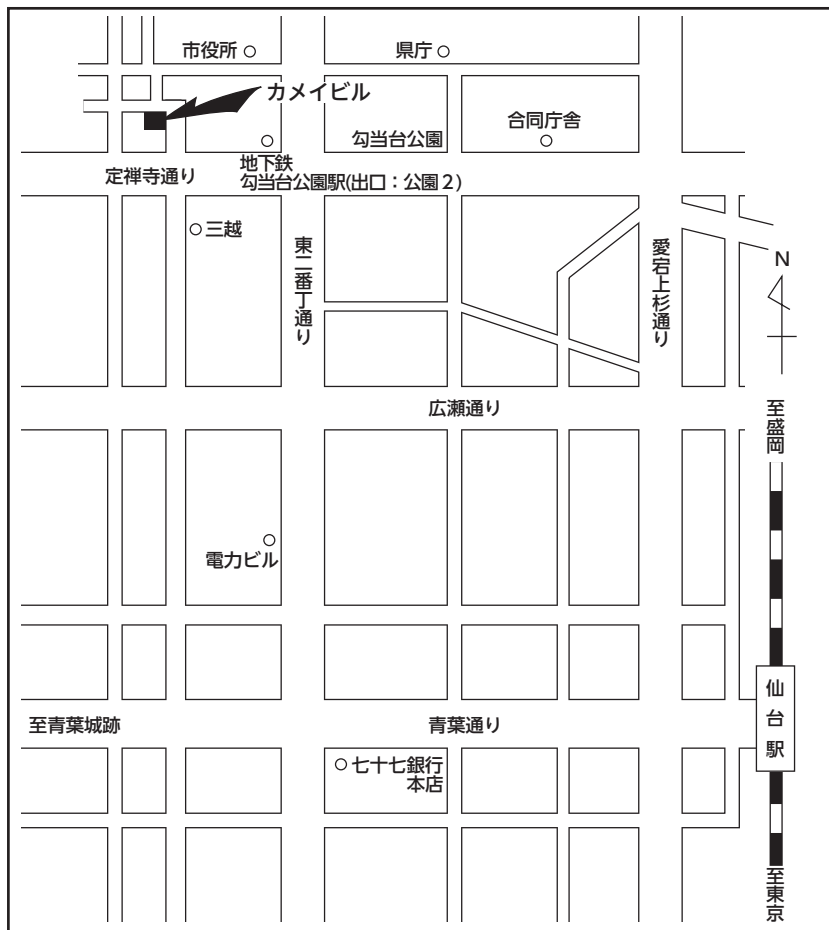
カメイビル 9階

電話(022)264-6111(代表)

交通 J R 仙台駅西口より徒歩20分

地下鉄勾当台公園駅(出口：公園2)より徒歩3分

## 〔会場付近略図〕



※会場には本総会のための駐車場・駐輪場の用意はございません。